

瀬戸内市における中学校部活動の地域移行基本方針

令和 7 年 10 年 1 日

瀬戸内市教育委員会

第1章 部活動の現状と課題

1. 部活動の意義

中学校の部活動は、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するとともに、自主性の育成にも大きな役割を担ってきました。

また、異年齢との交流で生徒同士、あるいは教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義のほか、生徒の理解や意欲の向上など、学校運営上の意義もありました。

あわせて、生徒がスポーツ・文化芸術活動の「楽しさ」や「喜び」を味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフや文化芸術活動を継続するための資質・能力の育成などの意義も有してきました。

2. 部活動の課題

長引く少子化に加え、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、各学校においても部活動数や部員数が大幅に減少しています。また、一部の部活動では、顧問である教員に競技等の経験がなく、専門的な指導が難しい場合があることに加え、生徒の多様なニーズに応じた活動の選択肢が確保できなくなっており、学校単位での部活動の維持が困難な状況になってきています。瀬戸内市においても、部活動の部員数が年々減少し、一部の学校では存続困難となる事例も見られます。

さらに、部活動の顧問となる教員の負担増加も課題です。平日の放課後のみならず週末にも指導や引率が求められ、長時間労働の一因となっています。

このように、現在の部活動を取り巻く環境は、生徒数の減少と教員負担の増大によって先が見通せない状況であり、抜本的な見直しが課題となっています。

3. 国におけるこれまでの取り組み

国では、部活動のあり方に関し、学校と地域との連携・協働により、持続可能な活動環境の整備を進める方針を示しています。

そして、部活動を新たな地域クラブ活動に移行する部活動改革に取り組むこととして、令和5年7月には「学校部活動の地域連携・地域移行に関する総合的なガイドライン」が策定されました。

このガイドラインでは、令和5年度から令和7年度までを「部活動改革推進期間」と位置付け、中学校の休日の部活動を段階的に地域の受け皿に移行する方針が示され、休日の部活動は可能な限り地域クラブに移行し、平日の活動も地域との連携を図りつつ行うことが示されています。

第2章 瀬戸内市における中学校部活動の地域移行 ～学校部活動から地域クラブ活動へ～

1. 基本目標

瀬戸内市の部活動地域移行における基本目標は、「子どもたちが多様なスポーツ・文化芸術活動に触れ、体力や創造力、感性などを育み、子どもたちの可能性を大きく広げることができる環境を整備する」ことです。部活動の地域移行を通じて、中学生が様々な活動に安心して参加し、自らの可能性を伸ばせる場を用意します。

2. 地域移行後の目指す姿

地域移行後は、地域の様々なスポーツ活動団体や文化芸術活動団体が積極的に中学生を受け入れ、生徒に多様な活動機会を提供する体制を目指します。具体的には、従来の学校ごとの部活動に代わり、地域のクラブや団体が競技種目ごとに中学生の受け入れ先となります。それにより、生徒は競技種目だけでなく、活動レベルや頻度、活動場所、時間帯など、多様な選択肢の中から自分に合ったスポーツ・文化芸術活動を自由に選択できるようになります。例えば、ある生徒は地域のサッカークラブで週末に練習試合に参加し、また別の生徒は地域の吹奏楽団で演奏活動に取り組むといったように、各自の興味関心や希望する活動レベルに応じた参加が可能となる姿を想定しています。

3. 瀬戸内市の部活動改革の方向性

瀬戸内市の人口動態や部活動の現状を踏まえると、今後、従来どおりに学校ごとで部活動を継続することは困難になると予想されます。こうした中で中学生の視点に立ち、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確実に確保していくために、以下の方針で段階的に地域移行を進めます。

(1) 地域移行の実施ステップ

まずは休日の部活動から地域移行を開始し、受け皿となる地域クラブの整備状況等を見極めながら順次移行を実施します。そして、令和 9 年度中には、市内中学校における全ての休日の部活動を学校から地域クラブ活動へと移行する準備を終え、令和 10 年度当初からは、学校での休日の部活動がすべて地域クラブによる活動となるように進めていきます。

(2) 廃部予定・統合が必要な部活動の優先的な地域移行

部員減少等により存続が困難で既に廃部が決定している、または今後統合が必要と見込まれる部活動については、優先的・重点的に地域移行を進めます。学校で活動継続が難しい種目は、早期に地域クラブへの引き継ぎを図り、生徒が引き続き活動できる場を地域にて確保するようにします。

(3) 地域移行の対象種目

部活動地域移行(連携)の対象種目は、まずは現在中学校において活動している部活動の種目とします。ただし、ゆくゆくは部活動以外の種目へも拡大し、子どもたちが多様な選択をすることができる環境を整えることとします。

【令和 7 年度に活動している部活動】

・陸上 ・バスケットボール ・サッカー ・軟式野球 ・バレーボール
・ソフトテニス ・卓球 ・バドミントン ・剣道 ・吹奏楽 ・美術 ・茶華道

(4) 外部指導員の活用や合同部活動による部活動の実施

部活動が果たす教育的意義を鑑み、平日は外部指導員の活用を図るとともに、学校の枠を超えた合同部活動も実施します。これにより、教員の負担軽減や専門的な指導力の確保、部員数減少による活動困難の解消を図りつつ、安定した活動機会を確保します。

また、市内企業への協力依頼を行い、外部指導員の確保や活動しやすい環境整備を要望していきます。

(5) 地域の受け皿となる団体の発掘・連携

地域移行を進めるにあたっては、市内外のスポーツクラブや文化芸術団体、競技別の連盟や協会、NPO 等との連携を強化し、スポーツ・文化芸術活動ができる環境の充実を図ります。

また、中学生の受け皿となり得る団体を積極的に発掘し、地域クラブとしての組織化や活動の支援を行います。

(6) 教員等の兼職・兼業による指導の促進

一部の教員からは、引き続き生徒の成長を支えたいという希望が聞かれます。そうした教員については、地方公務員法等の規定に基づき教育委員会が許可を与え、兼職・兼業という形で地域クラブでの指導にあたることを可能にします。ただし、教員に対して地域クラブ指導への従事を強制するものではなく、あくまで本人の希望と適性に応じた参画機会を提供するものです。

また、市職員も積極的に地域クラブでの指導ができるように、労務環境を整えます。

(7) 学校外の多様な活動機会の創出

地域移行を契機に、従来学校では活動していなかった種類のスポーツ・文化芸術活動にも生徒が触れる機会を広げます。例えば、硬式野球、セーリング、ダンスなど、学校にはない種目の活動を地域団体と連携して紹介し、生徒の選択肢に加えます。これにより、子どもたちの興味関心の幅を広げ、一人ひとりがより自分に合った活動に出会えるようにします。

4. 活動場所の確保(学校施設等の開放)

部活動の地域移行後は、中学校内で地域クラブ活動ができるよう環境を整備します。具体的には、これまで部活動を行っていた時間帯に、運動場・体育館・武道場・特別教室などの中学校施設を利用できるようなルールづくり、現行の学校開放制度における地域クラブの優先利用など、瀬戸内市の地域スポーツ・文化芸術活動とのバランスを勘案しながら、最適な制度設計を行います。施設利用にあたっては、学校と社会教育担当部局が連携し、使用手続の簡素化や安全管理にも努めます。

また、参加する生徒が多い地域クラブ活動も想定され、中学校の施設だけでは十分な活動ができない場合も想定されることから、市内スポーツ・文化芸術施設の有効な活用方法も検討していきます。

こうした取組みにより、地域移行後も生徒が身近な場所で引き続き活動できるようにします。

5. 地域移行後の運営費(保護者負担等)

これまでの部活動では、活動に伴う費用は主に中学校が公費で負担し、一部を生徒や保護者が実費負担する形で運営されてきました。地域移行後のクラブ活動では、活動の主体が中学校から地域クラブへ移るため、原則として活動に要する費用は参加する生徒や保護者がクラブの会費等として負担することになります。ただし、生徒の経済状況によって参加が妨げられることのないよう、瀬戸内市として必要な財政的支援策を講じます。また、地域クラブ自体の運営費や指導者謝金等について、その一部を補助金として交付するなどの支援を検討します。さらに、地域ぐるみで子どもたちの活動を支える仕組みとして、企業や地域住民からの寄附やクラウドファンディング、ふるさと納税の活用など、多様な財源の確保にも取り組んでいきます。

6. 保険の加入

生徒が安全に活動できるよう、地域移行後は全ての参加生徒や指導者がスポーツ安全保険など適切な保険に加入することを徹底します。地域クラブ活動は学校管理下の活動ではなくなるため、万が一の怪我や事故に備えた保険加入は必須であり、保険加入は地域クラブとして瀬戸内市が認定する際の要件とします。

また、各地域クラブには、生徒の入部時にも必ず保険手続きを行うよう指導し、保護者にも周知徹底します。そして、保険加入状況については、教育委員会が把握し、安全・安心な活動環境の確保に努めます。

7. 推進体制(瀬戸内市部活動地域移行推進協議会の設置)

部活動の地域移行を円滑に進めるため、関係者が連携して協議・検討できる場として、「瀬戸内市部活動地域移行推進協議会」を設置します。当協議会は、市内の中学校長や社会教育(スポーツ・文化芸術)関係団体の代表、保護者代表、地域の有識者などにより構成し、地域移行の推進に向けた具体的方策や課題解決策について協議し、関係者間の共通理解を図ります。

教育委員会は、当協議会での意見を踏まえながら、地域移行施策を総合的に推進します。

8. スケジュール

休日の部活動を地域移行するスケジュールを以下のとおり計画します。

令和7年度(2025年度)

部活動の地域移行に係る基本方針を策定し、地域移行に係る周知を行います。また、地域クラブの認証制度をスタートし、まずは受け皿となるスポーツ・文化芸術活動団体が広がっていくように情報提供や必要な支援を行います。

令和8年度(2026年度)

地域移行の準備が整った地域クラブから休日の部活動の地域移行を順次行います。平日は引き続き部活動として活動しますが、外部指導員の拡充など、教員の負担軽減に努めます。そして、休日の地域移行の完全移行に向けて、地域クラブの団体数を増やしていく施策も積極的に実施していきます。

令和9年度(2027年度)

令和9年度末に休日の部活動を完全に地域クラブへ移行できるように体制を整えます。令和10年度以降は、休日は地域クラブ活動のみとし、学校での部活動は実施しないため、地域クラブ・中学校・教育委員会のさらなる連携強化を図ります。そして、平日の活動の地域移行についても検討を始め、移行が可能な地域クラブについては順次平日の地域移行を進めていきます。

第3章 地域移行推進に向けた課題への対応方針

瀬戸内市が部活動の地域移行を実現していくにあたり、解決すべき課題ごとに以下の対応方針を定めます。各課題への具体的な取組内容について、関係部署および関係団体と連携して推進します。

1. 地域クラブ活動の運営体制整備

- ・地域クラブ活動を安定して運営するための体制整備を進めます。
- ・地域スポーツ・文化芸術活動と学校教育、社会教育の橋渡し役として「部活動コーディネーター」

(仮称)を配置します。コーディネーターは、生徒の地域クラブへの受入調整、クラブ間・学校間の連絡調整、指導者のマッチング支援、クラブの運営支援などを担当し、地域移行の潤滑油となる役割を担います。

- ・地域クラブの運営体制を構築するために財政支援策を講じます。地域クラブの活動運営費等に充てる補助金を交付するとともに、地域クラブ自らが資金調達する際の支援も行います。

- ・瀬戸内市のホームページや広報紙で地域クラブを紹介し、地域クラブの認知度を向上し、地域での支援の輪を広げていく下地を整えます。

- ・地域クラブと学校、生徒、保護者、教育委員会をつなげ、コーディネートする組織の整備を行います。

2. 指導者の質・量の確保

地域クラブ活動を充実させるためには、指導者の確保が最重要課題の一つです。質・量双方の確保に向け、以下の取組を行います。

- ・地域クラブの指導者となりうる候補者について、県の人材バンクを有効活用するとともに、各競技・分野ごとに有資格者や経験者を発掘し、教育委員会でも独自で把握し、情報をストックしていきます。また、教育委員会やスポーツ協会等が協力し、指導技術の向上や安全管理、ハラスメント防止等などの研修会を開催します。

- ・指導者への報酬について、その一部を補助する制度を検討していきます。

- ・教員や市職員の兼業による指導者としての参画も促進します。先に方向性でも述べたとおり、希望する教員や市職員には兼職兼業を認めるとともに、休日等においても教員や市職員がクラブ運営を支援できる仕組みを検討します。

3. 活動場所の確保・利用促進

- ・地域クラブが安定して活動できるよう、部活動の活動時間中は、中学校施設を優先的に開放します。

- ・施設の安全管理や鍵の受け渡しを円滑に行うために、スマートロックの導入を検討します。

- ・中学校の運動場について、夜間照明の整備を検討します。また、市内スポーツ施設の照明設備の設置や更新を検討し、日没後も安全に活動できる環境を目指します。

- ・文化芸術活動のために、音楽室や美術室などの特別教室を地域クラブが使用できるよう、設備面・管理面のルールを整備します。さらに、学校施設以外の公共施設(公民館、体育館など)や民間施設とも連携し、地域クラブが利用できる場を拡大します。

4. 活動場所への移動手段の確保

- ・生徒の移動手段は、基本的には生徒本人の自力移動又は保護者の送迎となりますが、瀬戸内市内の公共交通機関である市営バス等の活用を促進し、地域クラブの活動時間帯に合わせた増便や経路の調整を公共交通担当部局と協議します。

- ・公共交通の届かない地域については、保護者同士で送迎を協力し合う仕組みづくりや、地域ボランティアによる送迎サポート制度の創設も検討します。

5. 大会やコンクール等への対応

- ・平日は学校で部活動を行うため、中学校体育連盟の大会には、基本的に部活動として出場します。ただし、団体競技などで人数がそろわない場合は合同チームとして参加するか、地域クラブで参加するかを学校と協議の上決定します。
- ・中学校体育連盟、中学校吹奏楽連盟又は中学校文化連盟の大会やコンクール等に地域クラブで参加した場合の遠征費や交通費について、その一部を補助する制度を検討します。
- ・中学校体育連盟、中学校吹奏楽連盟又は中学校文化連盟の大会やコンクール等に地域クラブで参加した場合であっても、学校部活動として参加した場合と同様に扱います。

6. 関係者の理解促進

- ・生徒・保護者をはじめ、教員や地域住民など関係者の理解と協力を促進するために様々な広報・啓発活動を行います。
- ・瀬戸内市の公式ホームページ上に特設ページを開設し、最新情報や取組状況、地域クラブの紹介などを随時掲載します。
- ・体験会の開催など、生徒が実際に地域クラブ活動を体験できる機会を設けます。
- ・生徒・保護者のニーズ調査をアンケート等で実施し、希望する活動種目や移行に対する要望を把握します。そして、その結果を地域クラブの設立・運営に反映させることで、当事者の期待に沿った環境整備を図ります。

7. 生徒等の安全確保

- ・地域クラブの認定要件として、生徒及び指導者の保険加入を絶対条件とします。
- ・毎年教育委員会が開催する指導者研修会への参加を求めます。また、県の研修会への参加も促進します。
- ・生徒や保護者が相談や報告をしやすい窓口を教育委員会内に設けます。
- ・指導者に対する研修を通じて、生徒の安全確保とハラスメント防止を徹底します。指導にあたっては、体罰や暴言などの行為を厳禁とし、万一問題が発生した場合は、教育委員会が速やかに調査・指導します。

8. その他の支援策(経費助成等)

- ・地域クラブ活動に係る会費等について、生活保護世帯や就学援助受給世帯など経済的な負担の大きい家庭の生徒に対し、その一部を支援する制度を検討します。
- ・地域クラブ活動を支える財源を確保するため、「ふるさと納税」を活用した寄附を募集します。このプロジェクトを広く周知し、全国からの支援を呼びかけます。
- ・その他、企業版ふるさと納税制度や各種助成金の活用など、財源確保の選択肢を広げ、地域クラブ活動の持続的な発展を支援します。

以上の方針に基づき、瀬戸内市は関係機関・団体と協力しながら、中学校部活動の地域移行を着実に推進していきます。子どもたち一人ひとりが多様な活動を通じて自己を磨き、いきいきと成長できる環境を整えるため、地域・学校・家庭が一丸となって本方針の実現に取り組んでまいります。